



平成26年12月18日
岡山市消費生活センター

廃品回収を依頼したら高額な請求をされた

事例：

高齢の母が、巡回していた廃品回収者にテレビとオルガンの回収を依頼した。業者はそれ以外にも小型冷蔵庫やソファ、消火器などを勝手に持ち出し「回収費用として5万円」と請求してきた。

母はそんな金額になると思っていなかったもので「1万円しかない」と言う。「内金として1万円を払い、残りは振り込んで」と言われた。近日中に振り込むことになっているが、高額な請求に納得がいかない。（契約者：80歳代 女性）



※(独)国民生活センター「見守り新鮮情報 第280号」より

★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・ 粗大ごみや不用品の処分は、岡山市で定めているルールに従って行いましょう。粗大ごみに出せない家電品やパソコンなどの処分方法について分からない場合は、岡山市環境事業課(086-803-1297or1298)に確認しましょう。
- ・ 廃品回収業者が無料回収をうたっていても、回収時に料金を請求されるケースがあるので注意しましょう。
- ・ 一般廃棄物の収集・運搬は市区町村に許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルや不法投棄の元になりやすいので注意が必要です。
- ・ 廃品回収業者と契約トラブルになったら、消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時